

社会福祉法人城ヶ崎いこいの里奨学金貸与規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人城ヶ崎いこいの里（以下「法人」という。）が、地域福祉の向上に資する人材の育成及び確保を図ることを目的として、医師、理学療法士、作業療法士、看護師、准看護師、社会福祉士、介護福祉士を養成する大学又は専修学校（以下「大学等」という。）に入学を許可された者又は在学中の者で、将来医療、福祉等の業務（以下「業務」という。）に従事しようとする者に対し、城ヶ崎いこいの里奨学金（以下「奨学金」という。）を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象者)

第2条 奨学金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる大学等に在学している者とする。

- (1) 学校教育法に規定する大学の医学部（修学6年）
- (2) 保健師助産師看護師法に規定する大学等（修学4年）
- (3) 保健師助産師看護師法に規定する大学等（修学3年）
- (4) 保健師助産師看護師法に規定する大学等（修学2年）
- (5) 理学療法士及び作業療法士法に規定する大学等（修学4年）
- (6) 理学療法士及び作業療法士法に規定する大学等（修学3年）
- (7) 学校教育法に規定する大学の福祉関係学部（修学4年）
- (8) 学校教育法に規定する短期大学、専門学校の福祉関係学部（修学3年）
- (9) 学校教育法に規定する短期大学、専門学校の福祉関係学部（修学2年）

(奨学金貸与額)

第3条 奨学金は、予算の範囲内において、4月から翌年3月まで、次の各号に定める区分に従い、当該期間を4期に分けて貸与するものとする。

- (1) 前条第1号に在学している者 月額150,000円 (修学6年)
- (2) 前条第2号に在学している者 月額100,000円 (修学4年)
- (3) 前条第3号に在学している者 月額100,000円 (修学3年)
- (4) 前条第4号に在学している者 月額50,000円 (修学2年)
- (5) 前条第5号に在学している者 月額80,000円 (修学4年)
- (6) 前条第6号に在学している者 月額80,000円 (修学3年)
- (7) 前条第7号に在学している者 月額50,000円 (修学4年)
- (8) 前条第8号に在学している者 月額50,000円 (修学3年)
- (9) 前条第9号に在学している者 月額50,000円 (修学2年)

2 奨学金の貸与期間は、前条各号に定める正規の修学期間とする。ただし、災害、疾病等やむを得ない理由（以下「やむを得ない理由」とする。）により、修学期間が延長された場合は、その延長された期間を正規の修学期間に含めることができる。

（貸与の申請）

第4条 奨学金の貸与を受けようとする者は、奨学金貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて理事長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 申請者の在学する大学等の在学証明書又は合格通知書
- (2) 住民票の写し（本籍地の記載があるもの）
- (3) 健康診断書
- (4) 履歴書
- (5) その他法人が必要と認める書類

（貸与の決定）

第5条 理事長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、理事会の審議を経て貸与の可否を決定し、その結果を奨学金貸与可否通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（誓約書の提出）

第6条 前条の規定により奨学金の貸与決定を受けた者（以下「奨学生」という。）は、理事長が定める期日までに成年者の連帯保証人2名を立てるとともに、誓約書（様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

- 2 第1項の連帯保証人のうち、1名は父又は母（父母がともにいない場合は、兄姉又はこれに代わる法人が認める者）とし、他の1名は奨学生及び奨学生の父母とは別に独立の生計を営む者でなければならない。
- 3 第1項の提出書類の記載事項に異動を生じた場合は、その都度、これを理事長に提出しなければならない。

（貸与契約の解除）

第7条 理事長は、奨学生が次の各号の一に該当する場合には、奨学金の貸与契約を解除するものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため就学の見込がなくなつたと認められるとき。
- (3) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により奨学金の貸与を受けたとき。

- (6) その他奨学金の貸与の目的を達する見込がなくなつたと認められるとき。
- 2 理事長は、奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する翌月分より復学した日の属する月の分まで、奨学金の貸与を行わないものとする。

この場合において、これらの月の分として既に貸与された奨学金があるときは、その奨学金は、当該奨学生が復学した日の属する月の翌月以降の分として貸与されたものとみなす。

(借用証書の提出)

第8条 奨学生は、前条第1項の規定により奨学金の貸与契約を解除されたとき又は奨学金の貸与期間を満了したときは、直ちに借用証書(様式第4号)を理事長に提出しなければならない。

(返還債務の免除)

第9条 理事長は、奨学生又は奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するに至つた場合には、奨学金の返還債務を免除するものとする。

- (1) 当法人の医師(嘱託医師を含む。)として、奨学金の貸与期間と同一の期間当法人の業務に継続して従事したとき。
- (2) 当法人が設置する施設の職員として、奨学金の貸与期間と同一の期間当法人の業務に継続して従事したとき。
- (3) 第1号及び第2号に規定する業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために業務を継続することができなくなつたとき。

2 第1項第1号から第3号の場合において、やむを得ない理由により業務に従事できなかった期間が生じた場合には、その期間は業務の従事の継続を中断したものとみなす。

3 第1項第1号から第3号に規定する業務従事期間を計算する場合においては、月数によるものとし、業務に従事した日の属する月から業務に従事しなくなった日の属する月までを参入するものとする。

(返還免除申請書の提出)

第10条 前条第1項の規定による奨学金の返還債務の免除を受けようとする者は、奨学金返還免除申請書(様式第5号)に次に掲げる書面を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 資格を取得した年月日を証する書面
- (2) 業務に従事した当法人内の施設の名称、業務に従事し始めた年月日及び業務に従

事した期間を証する書面

- (3) 前条第1項第3号に該当する場合にあっては、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなったものであること及びその年月日を証する書面

(返還債務一部免除)

第11条 理事長は、奨学生又は奨学金の貸与を受けた者が第9条第1項第3号に規定する場合を除き、死亡、心身の故障その他やむを得ない理由により奨学金を返還することができなくなったときには、奨学金の返還債務の一部を免除することができる。

(返還一部免除申請書の提出)

第12条 前条の規定による奨学金の返還債務の一部免除を受けようとする者は、奨学金返還一部免除申請書(様式第6号)に一部免除の理由となる事実を証する書面を添えて理事長に提出しなければならない。

(返 還)

第13条 奨学金は、奨学生又は奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、その理由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間に相当する期間内に、月賦又は半年賦の均等払いで返還しなければならない。

ただし、繰上げ償還をすることを妨げない。

- (1) 第7条第1項の規定により奨学金の貸与契約が解除されたとき。
- (2) 大学等を卒業する日までに、資格を取得しなかったとき。
- (3) 資格を取得した後、直ちに当法人内の施設において業務に従事しなかったとき。
- (4) 第9条第1項第1号から第3号までの規定による返還債務の免除を受けなかったとき。
- (5) 第9条第1項第3号に規定する場合を除くほか、死亡又は心身の故障により業務に従事することができなくなったとき。

2 前項の規定により奨学金を返還しなければならない者(次条の規定により返還を猶予された者を除く。)は、その理由が生じた日(第10条の規定による返還債務の免除の申請又は第15条の規定による返還猶予の申請をし、その申請に対する不承認の通知を受けた場合にはその通知を受けた日)より起算して15日以内に、返還計画書(様式第7号)を理事長に提出しなければならない。

(返還債務の猶予)

第14条 理事長は、奨学生又は奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる理由が継続する間、奨学金の返還債務の履行を猶予するこ

とができる。ただし、奨学金の貸与の目的を達成することができないと認められるときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号の規定により奨学金の貸与契約が解除された後も引き続き当該大学等に在学しているとき。
- (2) 前条第1項第2号の規定により資格を取得しなかった後も引き続き3年を限度とし、資格取得達成の過程にあるとき。
- (3) 前条第1項第3号の規定により当法人内の施設において業務に従事しなかった後も引き続き5年を限度とし、当法人外他事業所等において当該業務に従事しているとき。
- (4) 当該大学等を卒業した後、さらに他の大学等で就学しているとき。
- (5) 当法人内施設において業務に従事しているとき。
- (6) やむを得ない理由により奨学金の返還が困難であると認められるとき。
- (7) 育児休業や産休期間中等、対象業務に従事することが困難であると認められるとき。

(返還猶予申請書の提出)

第15条 前条の規定による奨学金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、奨学金返還猶予申請書(様式第8号)に次に掲げる書面を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 前条第1号及び第4号に該当する場合にあつては、大学等に在学していることを証する書面
- (2) 前条第2号に該当している場合にあつては、資格取得達成の過程にあることを証する書面
- (3) 前条第3号及び第5号に該当する場合にあつては、業務に従事している当法人外他事業所等及び当法人内施設の名称及び業務に従事していることを証する書面
- (4) 前条第6号に該当する場合にあつては、やむを得ない理由により奨学金の返還が困難であることを証する書面
- (5) 前条第7号に該当する場合にあつては、育児休業や産休期間中等、対象業務に従事することが困難であることを証する書面

(延滞利息)

第16条 奨学金の貸与を受けた者は、正当の理由がなく奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該未返還金額に対し年2.0パーセントの割合で計算した延滞利息を払わなければならない。

(届 出)

第17条 奨学生又は奨学金の貸与を受けた者は、次の各号の一に該当する場合には、直ちに当該各号に定める届出を理事長に提出しなければならない。

- (1) 住所、氏名又は連絡先を変更したとき。変更届(様式第9号)
- (2) 休学し、復学し、又は退学したとき。休学復学退学届(様式第10号)
- (3) 停学又は退学の処分を受けたとき。停学退学処分届(様式第11号)
- (4) 奨学金の貸与を受けることを辞退するとき。奨学金辞退届(様式第12号)
- (5) 連帯保証人の住所若しくは氏名に変更があったとき、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。連帯保証人変更届(様式第13号)
- (6) 大学等を卒業したとき。卒業届(様式第14号)
- (7) 資格を取得し、登録を受けたとき。登録届(様式第15号)

2 奨学生又は奨学金の貸与を受けた者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、その者の連帯保証人は、直ちに死亡失踪届(様式第16号)を理事長に提出しなければならない。

3 返還債務の免除又は返還一部免除の場合においては、理事長は奨学生又は奨学金の貸与を受けた者に対し、返還債務免除一部免除通知書(様式第17号)により通知する。

(個人情報取扱い)

第18条 奨学金貸与のために提供を受けた個人情報については、奨学金制度の利用を目的としたものに限り使用できるものとする。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、奨学金の貸与について必要な事項は、必要に応じて理事会の審議を経て決定する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年5月26日から施行する。
- 2 現行の社会福祉法人城ヶ崎いこいの里奨学金貸与規則(平成11年3月1日制定。以下、「旧規則」という。)は、平成28年5月25日廃止する。
なお、平成28年5月25日時点において奨学生又は奨学金の貸与を受けている者については、旧規則を適用する。